

奈良県景観資産写真提供・使用承認規程

- 第1 奈良県景観資産写真（奈良県景観資産に登録した眺望地点や建物等の写真であって、奈良県ホームページその他の媒体に掲載しているものをいう。以下「景観資産写真」という。）の使用については、奈良県景観資産を広く周知する目的に合致すると認められるものについて承認するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には承認しないものとする。
- (1) 奈良県の景観施策やその実施に反する使用。
 - (2) 政治的または宗教的目的を意図した使用。
 - (3) 被写体（写真に含まれる人物、物品、建築物、場所等をいう。以下同じ。）に不当に不利益を与える目的での使用。
 - (4) その他、特に不相当と認められる使用。
- 第2 景観資産写真の使用を希望する者は、別紙様式1「奈良県景観資産写真提供・使用承認願」により奈良県景観・自然環境課長へ申請し、承認を得るものとする。
- 第3 奈良県景観・自然環境課長は、景観資産写真の使用を承認する場合は、別紙様式2「奈良県景観資産写真提供・使用承認通知書」により申請者へ通知するとともに、必要に応じて写真データを提供することができる。また、使用を承認しない場合は、別紙様式3「奈良県景観資産写真提供・使用不承認通知書」により不承認の理由を申請者へ通知するものとする。
- 第4 奈良県景観・自然環境課長は、景観資産写真の使用を承認するにあたり、以下の条件を付するものとする。
- (1) 奈良県景観資産の写真であることを明記すること。
 - (2) 使用に伴い、被写体に関する著作権、肖像権、商標権等の諸権利についてトラブルが発生した場合は、景観資産写真を使用した者の責任により対応すること。
- 第5 景観資産写真を使用した者は、その成果物1部を奈良県景観・自然環境課へ提出するものとする。ただし、放送やインターネットでの使用など、成果物の提出が不可能な媒体への使用の場合には、番組名や放送日時、インターネットアドレス等を通知するものとする。
- 第6 景観資産写真の使用承認を受けた者が景観資産写真の目的外使用や第三者への譲渡などを行った場合、奈良県景観・自然環境課長はその承認を取り消し、使用停止を求めることができる。また、以後の景観資産写真の使用を承認しないことがある。

本規程は平成28年4月1日より適用するものとする。

付 則

本規程は令和2年4月1日より適用するものとする。

付 則

本規程は令和6年4月1日より適用するものとする。